

埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準

第1 総則

1 趣旨

埼玉県内において学校法人が設置する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「私立学校」という。）に係る学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく設置の認可について、同法その他の法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

2 自己評価等

私立学校は、その教育水準の向上を図り、当該私立学校の目的を実現するため、当該私立学校の教育活動その他学校運営の状況について自ら点検及び評価を行わなければならない。

3 情報の積極的な提供

私立学校は、当該私立学校の教育活動その他学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 名称

私立学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、他の私立学校の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

5 立地条件

私立学校は、学校教育にふさわしい適切な環境に立地していなければならない。

第2 編制

1 授業を受ける生徒数

私立学校において同時に授業を受ける1学級の児童・生徒数については、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 教諭等の数等

(1) 副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師について、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「私立高等学校」という。）においては、高等学校設置基準第

8条の規定、中学校及び中等教育学校の前期課程においては、中学校設置基準第6条の規定、小学校においては、小学校設置基準第6条の規定による。

(2) 私立学校には、学級ごとに専任の担当教諭を置かなければならない。ただし、教育上必要と認められる場合で教育上支障ない場合は、この限りではない。

3 養護教諭等

(1) 私立学校には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員（以下「養護教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

(2) 養護教諭等のうち1人は専任とする。ただし、当該私立学校の敷地（遠隔地の運動場を除く。）と同一敷地（隣接地を含む。）内に当該私立学校の学校法人が設置する他の学校がある場合には、当該養護教諭等は他の学校の養護教諭等と兼ねることができるものとする。

4 実習助手

私立高等学校の実習助手については、高等学校設置基準第10条の規定による。

5 事務職員等

(1) 私立高等学校には、事務長を置かなければならない。

(2) 事務長は、事務職員をもって、これに充てる。

(3) 私立高等学校の事務職員については、高等学校設置基準第11条の規定による。

(4) 中学校、中等教育学校の前期課程及び小学校においては、事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第3 施設及び設備等

1 一般的基準

(1) 私立学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(2) 私立学校は、教育環境を低下させることのないよう、使用する施設及び設備の維持向上に努めなければならない。

2 校舎の面積

私立学校の校舎の面積については、別表に規定する面積以上とする。

3 運動場の面積等

(1) 私立学校の運動場の面積については、別表に規定する面積以上とする。

(2) 運動場は常時使用することが可能でなければならない。

- (3) 運動場は、校舎と同一敷地又はその隣接地になければならない。ただし、教育上及び安全上支障がなく、合理的な理由がある場合は、この限りではない。
- (4) 前記(3)ただし書きの場合、校舎から交通手段を使用して概ね30分以内で移動できることを要するものとする。

4 校舎に備えるべき施設

校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- (1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- (2) 図書室、保健室
- (3) 職員室

5 その他の施設

その他の施設については、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

6 校具及び教具

- (1) 私立高等学校には、学科の種類及び生徒数等に応じ、中学校、中等教育学校の前期課程及び小学校には、学級数及び生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- (2) 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

7 校地、運動場の共用

- (1) 私立学校の設置者である学校法人は、以下の条件を満たす場合に限り、当該私立学校の学校法人が県内に設置する他の学校（以下「同一法人設置校」という。）に当該私立学校の運動場を共用させることができる。
 - ア 当該私立学校の運動場の面積及び共用させる同一法人設置校の運動場の面積の合計面積が、前記3(1)に定める当該私立学校の運動場の面積及び法令その他県で定める審査基準等に規定する同一法人設置校の運動場の面積の合計面積を下回らないこと。
 - イ 共用によって、当該私立学校の教育に支障がないこと。
- (2) 私立学校の設置者である学校法人は、当該私立学校の教育に支障がないと認められる場合に限り、同一法人設置校に当該私立学校の校地を共用させることができる。

8 校舎等の共用

(1) 私立学校の設置者である学校法人は、以下の条件を満たす場合に限り、当該私立学校の敷地と同一敷地（隣接地を含む。）内に当該私立学校の学校法人が設置する他の学校（以下「併設校」という。）にその校舎（普通教室を除く。）を共用させることができる。

ア 当該私立学校の校舎の面積及び共用させる併設校の校舎の面積の合計面積が、前記2に定める当該私立学校の校舎の面積及び法令その他県で定める審査基準等に規定する併設校の校舎の面積の合計面積を下回らないこと。

イ 共用によって、当該私立学校の教育に支障がないこと。

(2) 私立学校の設置者である学校法人は、当該私立学校の教育に支障がないと認められる場合に限り、併設校に当該私立学校の施設（校舎を除く。）及び設備を共用させることができる。

9 基本財産

(1) 私立学校の校地、運動場及び校舎は、原則として自己所有であるものとする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、その土地及び建物について、下記のア又はイの条件を満たすときは、借用とすることができる。

ア 所有者が国又は地方公共団体である土地・建物を借用するとき。

イ 校地、運動場及び校舎の一部を借用する場合で、私立学校を設置しようとする学校法人（設立の予定である学校法人の設立代表者又は私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「私学法」という。）第64条第6項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第4項の法人を含む。以下「設置希望者」という。）が当該私立学校のために継続的に使用することができる権利を有しているとき。

(2) 前記（1）イの継続的に使用することができる権利の期間は、20年を下回ってはならない。

(3) 前記（2）の期間が満了しようとするときは、これに代わる校地、運動場又は校舎を既に取得している場合を除き、更新の手続を取らなければならない。

(4) 私立学校の校地、運動場及び校舎は、原則として負担付きであってはならない。

ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、その土地及び建物について、下記のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。

ア 私立学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。

イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。

ウ 前号の担保に関する適正、かつ、実行可能な償還計画があること。

(5) 前記（4）ア、ウの条件を満たす場合で、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付けに係るものについては、根抵当権の設定を認めるものとする。

10 資金

- (1) 私立学校に必要な施設及び設備に要する経費（以下「創設費」という。）の支払に充てられる資金（以下「創設資金」という。）は、その全額を設置希望者の自己資金（借入金等収入を除く収入による資金をいう。以下本条において同じ。）によらなければならない。
- (2) 設立の予定である学校法人の設立代表者（私学法第64条第6項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第4項の法人を含む。）が私立学校の設置準備を進める場合は、設立（私学法第64条第4項の法人にあつては組織変更）後の学校法人が、創設資金について借入金等返済支出を行う必要のない資金を前項の自己資金とみなす。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、以下の条件を満たした場合には、創設資金の30パーセントを超えない範囲において、借入金を創設資金に充てることができる。
 - ア 借入金の返済に関する具体的な年次計画が策定されており、かつ、これに要する財源見通しが確実であると認められること。
 - イ 創設資金を借り入れた後の学校法人（新たに設立される予定の学校法人、私学法第64条第6項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第4項の法人を含む。）の総負債比率（当該学校法人の総資産に対する総負債の割合をいう。）が50パーセントを超えないこと。

11 既設の私立学校を有する学校法人が私立学校を設置する場合の必要要件

既に埼玉県内に法第1条、第124条又は第134条に定める学校（以下「既設の私立学校」という。）を設置している学校法人が、新たに私立学校を設置する場合は、次の各号に掲げる要件を満たす必要があること。

- (1) 既設の私立学校の施設及び設備が、既設の私立学校に係る法令の規定及び県で定める審査基準等に適合していること。
- (2) 既設の私立学校の在籍者数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。
- (3) 既設の私立学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- (4) 既設の私立学校において学校紛争等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第4 設置認可の手続

1 設置計画概要書の提出

- (1) 設置希望者は、あらかじめ、様式第1号の設置計画概要書（以下「概要書」という。）に以下の書類を添付して知事に提出し、知事の意見を聴かななければならない。

ア 事業計画書（様式第1号別紙）

イ 理事長（設立代表者）の履歴書

ウ 学校予定地の土地の登記簿謄本及び公図の写し

エ 学校予定地が所在する市町村の都市計画図

オ 創設費等の資金の証明書

- (2) 知事は、前記(1)の概要書の提出があった場合において、その内容を審査するために必要があると認めるときは、前記(1)に定める書類のほか必要な書類を設置希望者に提出させ、若しくは提示させ、又は職員に必要な調査をさせることができる。
- (3) 知事は、概要書及び前記(1)及び(2)の規定により提出された書類の内容並びに前記(2)の規定による職員の調査の結果を審査し、当該概要書についての意見を設置希望者に対し通知するものとする。
- (4) 知事は、前記(3)の審査に当たって必要があると認めるときは、あらかじめ埼玉県私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。
- (5) 私立学校の施設を設置するために必要な手続及び工事については、前記(3)の規定に基づき当該設置計画概要を適当とする旨の回答があった後、着手することができる。ただし、校舎等の施設の建設工事については、着手することはできない。
- (6) 既設の私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を有する学校法人が、新たに土地を取得することなく、併設校を設置する場合は、設置計画概要書に係る手続きを省略することができる。

2 設置計画協議書の提出

- (1) 設置希望者は、前記1(3)の規定に基づきその設置計画概要を適当とする旨の回答を受けた場合、又は前記1(6)に該当する場合、設置年度の前々年度の末日までに様式第2号の設置計画協議書(以下「協議書」という。)に別に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前記(1)の協議書の提出があった場合において、その内容を審査するために必要があると認めるときは、前記(1)に定める書類のほか必要な書類を設置希望者に提出させ、若しくは提示させ、又は職員に必要な調査をさせることができる。
- (3) 知事は、協議書及び前記(1)及び(2)の規定により提出され、若しくは提示された書類の内容並びに前記(2)の規定による職員の調査の結果を審査し、あらかじめ審議会の意見を聴いた上、その結果を設置希望者に対し通知するものとする。
- (4) 校舎等の施設の建設工事については、前記(3)の規定に基づき当該設置計画を適当とする旨の回答があった後、着手することができる。

3 設置認可申請

- (1) 設置希望者は、前記2(3)に基づきその設置計画を適当とする旨の回答を受けた後、

法第4条の規定に基づく設置認可申請書（以下「認可申請書」という。）を、設置年度の前年度の8月末日までに知事に提出しなければならない。

(2) 設置希望者が学校法人であるときは、当該学校法人は、認可申請書の提出と同時に、私学法第45条の規定に基づく学校法人寄附行為変更認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。

(3) 設置希望者が設立予定である学校法人の設立代表者であるときは、当該設立代表者は、認可申請書の提出と同時に、私学法第30条第1項の規定に基づく学校法人寄附行為認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。

(4) 設置希望者が私学法第64条第6項の規定に基づき学校法人となる予定である同条第4項の法人であるときは、当該法人は、認可申請書の提出と同時に、同条第6項の規定に基づく組織変更認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。

4 その他

この審査基準の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。
(埼玉県私立高等学校設置認可等事務要綱の廃止)
- 2 埼玉県私立高等学校設置認可等事務要綱は廃止する。
- 3 平成8年4月7日以前に設置された私立高等学校の校地及び運動場で、継続的に使用することのできる権利の期間が20年を下回っているものについては、収容定員を増加する場合を除き、当該期間が20年を下回ることのないよう努めるものとする。
(埼玉県私立中学校設置認可等事務要綱の廃止)
- 4 埼玉県私立中学校設置認可等事務要綱は廃止する。
(埼玉県私立小学校設置認可等事務要綱の廃止)
- 5 埼玉県私立小学校設置認可等事務要綱は廃止する。
(埼玉県私立中学校又は高等学校の設置認可に係る審査基準の廃止)
- 6 埼玉県私立中学校又は高等学校の設置認可に係る審査基準は廃止する。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行期日平成17年11月9日の附則第3項を削り、当該附則第4項以下を1項ずつ繰り上げる。

別表（第3関係）

校舎及び運動場の面積に関する基準

学種	区分	種別	面積（平方メートル）
高等学校及び 中等教育学校の後期課程		校舎	<生徒1人以上120人以下> 1200 <生徒121人以上480人以下> $1200 + 6 \times (\text{生徒数} - 120)$ <生徒481人以上> $3360 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
		運動場	8400以上
中学校及び 中等教育学校の前期課程		校舎	<生徒1人以上40人以下> 600 <生徒41人以上480人以下> $600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$ <生徒481人以上> $3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
		運動場	<生徒1人以上240人以下> 3600 <生徒241人以上720人以下> $3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$ <生徒721人以上> 8400
小学校		校舎	<児童1人以上40人以下> 500 <児童41人以上480人以下> $500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$ <児童481人以上> $2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$
		運動場	<児童1人以上240人以下> 2400 <児童241人以上720人以下> $2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$ <児童721人以上> 7200

様式第1号（第4関係）

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

印

代 表 者 氏 名

〔法人にあっては、
法人の名称及び
代表者の職氏名〕

〇〇学校設置計画概要書

このたび、下記のとおり〇〇学校を設置したいので、当該設置計画に対する貴職の意見を伺います。

記

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 理事長（代表者）の履歴書
- 3 学校予定地の土地の登記簿謄本及び公図の写し
- 4 当該市町村の都市計画図
- 5 創設費等の資金の証明書

項 目	内 容													
設 置 趣 意														
設 置 者														
名 称														
位 置														
設 置 の 時 期														
経費及び維持の方法					入 学 金	円				円				
					授 業 料									
					入 学 検 定 料									
校 長	(専任・兼任)				生 年 月 日					最 終 学 歴				
					免 許 状					教 職 員 歴				
学 級 編 成 等	課 程	学 科		修 業 年 限		学 年 定 員		収 容 定 員		備 考				
										学 級 定 員				
										共 学				
										男 子				
教 職 員 組 織	校 長	専 任 教 諭		養 護 教 諭		事 務 職 員		学 校 医 等						
	教 頭	兼 務 教 諭		司 書 教 諭		実 習 助 手		そ の 他						
施 設 の 概 要	校 地	㎡		校 舎	㎡		校 舎 の 床 面 積 の 内 訳							
	運 動 場			体 育 館			普 通 教 室	室	㎡	保 健 室	室	㎡		
							特 別 教 室			図 書 室				
							教 職 員 室			そ の 他				
	計	計			計		会 議 室			計				
設 備 の 概 要	品 目		数 量		品 目		数 量		品 目		数 量			
	生 徒 用 机				体 育 用 備 品				事 務 用 備 品					
	生 徒 用 椅 子				そ の 他 学 習 用 機 会 器 具									
	教 卓				図 書									
	実 験 実 習 台				事 務 用 机									
	実 験 実 習 用 備 品				事 務 用 椅 子									
〇〇学校の 予 算 の 概 要 (資 金 収 支 予 算)	平 成 年 度 (設 置 年 度)				平 成 年 度 (設 置 次 年 度)				平 成 年 度 (完 成 年 度)					
	収 入		支 出		収 入		支 出		収 入		支 出			
	授 業 料	円	人 件 費	円	授 業 料	円	人 件 費	円	授 業 料	円	人 件 費	円		
	入 学 金		教 育 研 究 経 費		入 学 料		教 育 研 究 経 費		入 学 料		教 育 研 究 経 費			
	入 学 検 定 料		管 理 経 費		入 学 検 定 料		管 理 経 費		入 学 検 定 料		管 理 経 費			
	寄 附 金		施 設 関 係		寄 附 金		施 設 関 係		寄 附 金		施 設 関 係			
	補 助 金		設 備 関 係		補 助 金		設 備 関 係		補 助 金		設 備 関 係			
	そ の 他		そ の 他		そ の 他		そ の 他		そ の 他		そ の 他			
	計		計		計		計		計		計			
資 産 の 概 要 (学 校 法 人)	基 本 財 産		運 用 財 産		負 債									
	土 地	円	現 金・預 金	円	長 期 借 入 金	円	資 産 総 額		円					
	建 物		積 立 金		短 期 借 入 金		負 債 総 額		円					
	図 書		有 価 証 券		前 受 金		正 味 財 産		円					
	教 具 等		そ の 他		そ の 他									
	計		計		計									
事 業 計 画	年 度	事 項	事 業 規 模	事 業 費	左 の 財 源 内 訳				備 考					
					積 立 金	寄 附 金	借 入 金	補 助 金						
用 地 取 得 計 画	地 目	地 積	地 権 者		取 得 時 期 平 成 年 月 日									
		㎡			買 収 ㎡ 現 物 寄 附 ㎡									
	計													
備 考														

(注)
 1 「事業計画」には、新設校に係る施設、設備の整備計画について記入することとし、「事項」の欄には、整備に係る施設又は設備の名称及び事業内容の総称を、「事業規模」の欄には、施設の構造、面積又は設備の数量等を、「事業費」の欄には、建築又は取得に要する経費を記入すること。
 2 「用地取得計画」には、新設校に係る用地の新規取得がある場合に、団地ごとに自己所有部分と借用部分に分けて記入すること。なお、借用する場合は、「備考」の欄に面積及び借用期間を記入すること。
 3 当該学校の新設に伴い、既設校の収容定員等を変更する場合は、「備考」に、その変更の概要を記入すること。

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所 ㊟
代 表 者 氏 名
〔法人にあつては、
法人の名称及び
代表者の職氏名〕

〇〇学校設置計画協議書

このたび、下記のとおり〇〇学校を設置したいので、必要な書類を添付して、当該設置計画に対する貴職の意見を伺います。

記

1 設置趣意

2 設置要領

- （1） 目的
- （2） 名称
- （3） 位置
- （4） 課程、学科
- （5） 男女共学の別
- （6） 収容定員
- （7） 設置の時期